

勤続満六月以上ニテ退職スル場合ハ日給三十日分六ヶ月以上勤続一ヶ月ヲ加フル毎ニ日給三日分ヲ加算スルコト但シ会社ノ都合ニ依リ解僱スル場合ハ右ノ倍額トシ尚六ヶ月未満ノ者モ勤続一ヶ月ニ付日給三日分ヲ支給スルコト

三、左ノ区分ニ依リ増給スルコト

男工 日給二月以下 二十五銭 日給二月五十銭以下 二十銭

日給三月以下 十五銭

女工 日給一月以下 三十銭 日給一月一元以上 二十五銭

四、創立二十五周年ノ御祝ノ意ニ我々性順並ニ分配方法ヲ明示スルコト

五、病氣致勤ノ場合ハ左ノ手当ヲ支給スルコト

致勤三十日以内 日給七分 致勤三十日以上七十日以内 日給半日分

六、演習召集ニ應ニタルトキハ其ノ服役期間 日給半日分ヲ支給スルコト

(七月一日)

七月日一般工場ノ出勤率ハ前日ト異ラサルモ問題ノ中心タル電気工作部ハ急業気分アリ何トナク浮腫ヲ生産能率ノ低下ヲ認メタリ

亦委員ト目スヘキ主ナル者ハ前日同稼階上ニ集合シ造船、造機、製衣縫等ノ同志誘導ニ腐バン類リニ其ノ方面ニ往來シツテアリ電正会ハ当初委員四、五百名ト目セラレ居リレモ問題ノ熟スルニ從テ現在ニ於テハ殆ト全部委員トナリタリ而レテ要求條件中退職手当ノ項目及團體交渉権ノ件ニ關シニ、三修正ヲ要スルモノアリトシ同夜更ニ協議スルコトナリタリ

本件發生ト共ニ協議其他凡テノ運動總本部ヲ神戸市中區兵庫大井通木村銀土方ニ置クコト、ナレハ同夜更正會員ノ主ナルモノ及豊川久通ヲ初メトシ友愛会ニ取席高幹部モ召集合シ協議ノ上要求條項ヲ後記ノ如ク修正シ提呈時期モ一日モ早キヲ得策ナリトシ七月二日正午ヲ期スルコトニ象議一足トタル趣ナリ、高友友愛会聯合会ニ於テモ